

# 令和6年度 理事会議事録

栃木県国民健康保険団体連合会

## 1 招集日時

令和6年7月9日（火）

開 会 13時55分

閉 会 14時48分

## 2 招集場所

宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル9階

栃木県国民健康保険団体連合会 9階大会議室

## 3 出席者

(1) 理事定数15名中、13名出席

理 事 長	花 塚 隆 志	(さくら市長)
副理事長	星 野 光 利	(上三川町長)
常務理事	大 川 秀 子	(栃木市長)
常務理事	大 橋 哲 也	(学識経験者)
理 事	岩 佐 景一郎	(栃木県保健福祉部長)
	佐 藤 栄 一	(宇都宮市長) 書面参加
	大 野 克 夫	(全国歯科医師国保組合栃木県支部長)
	稲 野 秀 孝	(栃木県医師国保組合理事長) 書面参加
	入 野 正 明	(市貝町長)
	浅 野 正 富	(小山市長) 書面参加
	相 馬 憲 一	(大田原市市長) 書面参加
	川 俣 純 子	(那須烏山市長)
	金 子 裕	(佐野市長) 書面参加

## 4 附議事項

### I 報告事項

報告第1号 理事長専決事項報告について

- 1 令和5年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 2 令和6年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について

### II 議決事項

議案第1号 令和5年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について

議案第2号 令和5年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第3号 令和5年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算

- の認定について
- 議案第 4 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 令和 5 年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 10 号 令和 6 年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 11 号 栃木県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について
- 議案第 12 号 令和 6 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について
- 議案第 13 号 令和 6 年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について

### III 協議事項

- ①令和 6 年度税制改正に係る国保連合会事業の非課税化への対応について
- ②国保総合システムの更改に伴う費用に係る令和 7 年度国庫補助獲得のための要請活動について

## 5 議事経過

- 司 会 (開会宣言)  
開会挨拶 理事長 花 塚 隆 志
- 司 会 (出席理事数報告)  
本日の理事会の出席理事数について、ご報告を申し上げます。  
理事定数 15 名のところ、ご本人の出席が 8 名、書面による代理出席 5 名を含めまして、13 名のご出席をいただいております。過半数の出席をいただいておりますので、本理事会が成立いたしますことをご報告いたします。  
なお、本理事会の議事録につきましては、公表要領に基づき公表いたしますので、ご了承をお願いいたします。  
それでは、議事に入ります。本理事会の議長につきましては、規約の定めによりまして、理事長があたることとなっております。花塚理事長、よろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、規約の定めによりまして、暫時、議長を務めさせていただきます。議事の運営につきましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。  
まず、本理事会の議事録署名者をご指名申し上げます。全国歯科医師国保組合栃木県支部長 大野克夫さん、那須烏山市長 川俣純子さん、よろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日、提案いたしました案件は、先ほど挨拶でも申し上げましたとおり、報告事項 1 件、議決事項 13 件、協議事項 2 件でございます。これを順次議題に供します。  
まず、報告事項を先議いたします。報告第 1 号は「理事長専決事項報告について」でございます。これを議題に供し、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 報告第 1 号について、別冊議案書に基づき、次のとおり説明。  
○令和 5 年度の診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）において、入院件数の増加に伴い福祉施設措置に係る医療費の支払いに不足が生じたため、800 千円の補正を 3 月 27 日付にて理事長専決処分したことを報告した。  
○介護職員処遇改善支援補助金事業並びに福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金事業に係る算出業務の受託に伴い、令和 6 年度の一般会計において、902 千円の補正を 5 月 21 日付にて理事長専決処分したことを報告した。
- 議 長 ただ今、事務局より報告第 1 号について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。
- 議 長 《質疑・意見等なし》  
ご質疑がないものと認め、報告第 1 号は、報告のとおり承認いたします。  
次に皆様にお諮りいたします。  
これから、議決事項の審議に入りますが、関連議案につきましては、一括議題に供し、審議いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。  
《異議なし・全員一致》

議 長 ご異議がないものと認めまして、関連議案につきましては、一括上程することといたします。

それでは、はじめに、議案第1号から議案第9号につきましては、「令和5年度に係る本会事業報告並びに一般・特別両会計の歳入歳出決算の認定」でございます。

いずれも関連がございますので、一括議題に供し、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号から議案第9号について、次のとおり議案書及び別添A3版資料に基づき説明。

◆議案第1号 令和5年度本会事業報告の認定について

令和5年2月13日開催の通常総会で議決された事業計画に基づき、次の7つの各種事業を実施した旨の報告を行った。

○第1の「国民健康保険事業の安定的運営」について

国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努めた。また、高いコスト意識を持って経費削減に努めるとともに、審査支払機能に関する改革工程表への対応に向けて計画的に財源確保を行うなど、健全な財政運営を推進した。さらに、医療保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度にするため、引き続き国保関係者が一丸となり、国保制度の改善と財政強化に向けた運動を展開した。

○第2の「成果を上げる国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の展開」について

審査事務共助の充実強化及び審査委員会への情報提供等による効率的なレセプト審査体制の強化を図った。また、審査支払機能に関する改革工程表に基づく審査基準の原則全国統一や、統合的なコンピュータチェックの実現に向けた影響を踏まえ、業務プロセスの見直しなどの効率化を進めるとともに、職員の理解力向上に努めた。さらに、オンライン資格確認によるレセプト振替・分割、普通交付金収納事務、出産育児一時金等支払業務、風しん追加的対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種に係る請求支払業務のほか、後期高齢者医療事務代行業務についても適正な事務処理に努めた。

○第3の「共同事業の効率的推進」について

国保総合システム、国保情報集約システム及び国保データベース（KDB）システムの適正運用を行うほか、各種システムの機能改善による保険者事務の効率化、保険者ニーズを踏まえた価値あるデータ提供等、保険者支援の更なる充実を図った。また、第三者行為損害賠償求償事務については、保険者と情報を共有しながら、求償金の滞納防止に努めた。さらに、海外療養費不正請求対策支援業務の適正執行と国保税賦課シミュレーション支援事業の充実にも努め、事業の推進を図った。

○第4の「実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行」について

国保データベース（KDB）システムの活用による保健事業の推進、重複服薬者等訪問指導等支援事業による適正受診の促進及び医療費適正化の推進、栃木県保険者協議会を通じた地域・職域保険の連携強化など、市町保健事業の支援を行った。ま

た、医療保険情報を活用したデータ分析、生活習慣病（予備群）減少のためのデータ提供活用支援。次期データヘルス計画の策定支援等の充実を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、特定健診受診率向上支援の充実強化等により医療費適正化の推進に努めた。さらに、特定健診等のデータ管理業務の適正執行を行い、保険者事務の効率化に努めた。

○第5の「介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行」について

介護給付費、障害者総合支援給付費等の審査支払業務を適正に執行した。また、保険者ニーズに沿った介護保険者事務共同処理事業を展開するとともに、介護給付実績情報活用支援事業をモデル事業から本事業に移行し、一層の充実に努めた。さらに、関係機関との連携を強化し、介護サービスの質の維持・向上を図った。

○第6の「新規事業への対応」について

国保中央会開発の国保総合システム、国保情報集約システム及び国保データベース（KDB）システムのクラウド環境への移行のほか、関連する本会独自システムの更改に万全を期し、審査支払機能に関する改革工程表及び政府方針に適切に対応した。また、国からの依頼に基づき、国見健康保険の適用除外となった外国人の情報提供業務のほか、令和5年度から導入されたケアプランデータ連携システムに係るライセンス料の徴収業務、新設された障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務を行うなど、公的機関として与えられた役割に適切に対応した。さらに、次期介護保険審査支払等システムの更改（令和7年度）及びセキュリティ対策ソフトの変更を踏まえ、介護保険・障害者総合支援に係る保険者端末の無償貸与を行うほか、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の審査支払業務の受託に向けた整備を行った。

○第7の「成果を生み出す組織体制、事務運営等の整備」について

保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効果的に進めるため、令和5年度本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の向上、事務運営の改善に努めた。また、組織の運営と業務の信頼性・有効性確保のため、情報セキュリティ強化に努めた。

◆議案第2号 令和5年度本会一般会計歳入歳出決算額

歳入決算額	531,215,799円
歳出決算額	529,287,251円
歳入歳出差引額	1,928,548円

歳入歳出差引残額1,928,548円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第3号 令和5年度本会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	1,860,698,043円
歳出決算額	1,744,062,692円
歳入歳出差引額	116,635,351円

歳入歳出差引残額116,635,351円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 国民健康保険診療報酬支払勘定

歳入決算額	142,074,086,176円
歳出決算額	142,044,442,318円
歳入歳出差引額	29,643,858円

歳入歳出差引残額 29,643,858円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額	4,176,807,725円
歳出決算額	4,175,394,358円
歳入歳出差引額	1,413,367円

歳入歳出差引残額 1,413,367円は、翌年度へ繰越すものとする。

4 出産育児一時金等に関する支払勘定

歳入決算額	929,697,739円
歳出決算額	929,697,739円
歳入歳出差引額	0円

5 抗体検査等費用に関する支払勘定

歳入決算額	1,254,494,217円
歳出決算額	1,254,494,217円
歳入歳出差引額	0円

◆議案第4号 令和5年度本会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	932,668,065円
歳出決算額	894,580,550円
歳入歳出差引額	38,087,515円

歳入歳出差引残額 38,087,515円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

歳入決算額	229,092,196,281円
歳出決算額	229,082,629,664円
歳入歳出差引額	9,566,617円

歳入歳出差引残額 9,566,617円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額	1,468,133,765円
歳出決算額	1,467,122,296円
歳入歳出差引額	1,011,469円

歳入歳出差引残額 1,011,469円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第5号 令和5年度本会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額	442,005,168円
歳出決算額	439,141,366円
歳入歳出差引額	2,863,802円

歳入歳出差引残額 2,863,802 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第 6 号 令和 5 年度本会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	594,976,920 円
歳出決算額	584,454,371 円
歳入歳出差引額	10,522,549 円

歳入歳出差引残額 10,522,549 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 介護給付費支払勘定

歳入決算額	147,130,366,406 円
歳出決算額	147,129,769,948 円
歳入歳出差引額	596,458 円

歳入歳出差引残額 596,458 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定

歳入決算額	1,315,701,206 円
歳出決算額	1,315,697,159 円
歳入歳出差引額	4,047 円

歳入歳出差引残額 4,047 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第 7 号 令和 5 年度本会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	89,197,049 円
歳出決算額	87,739,672 円
歳入歳出差引額	1,457,377 円

歳入歳出差引残額 1,457,377 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 障害介護給付費支払勘定

歳入決算額	47,533,517,791 円
歳出決算額	47,533,496,387 円
歳入歳出差引額	21,404 円

歳入歳出差引残額 21,404 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 障害児給付費支払勘定

歳入決算額	12,136,727,513 円
歳出決算額	12,136,727,513 円
歳入歳出差引額	0 円

◆議案第 8 号 令和 5 年度本会特定健診保健指導費用決業務特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額	1,404,475,687 円
歳出決算額	1,402,700,960 円
歳入歳出差引額	1,774,727 円

歳入歳出差引残額 1,774,727 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◆議案第9号 令和5年度本会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額	10,005,798円
歳出決算額	5,798円
歳入歳出差引額	10,000,000円

歳入歳出差引残額10,000,000円は、翌年度へ繰越すものとする。

◇実費弁償判定の結果

令和5年度決算の状況から、実費弁償の判定を行った結果、調整後当期収支差額が、6,925万7,707円のマイナスとなり剰余がなく実費弁償されていると判断できるので、今年度の控除精算は生じないことを報告。

◇独立監査法人の監査報告書

監査結果の意見として、すべての重要な点において国保法及び関連する法令に定められている会計の基準に準拠して作成されているものと認めるとされたことを報告。

◇監事会（7月3日開催）の監査報告書

決算書と関係証憑書類等を慎重に照合したところ、内容すべて適正妥当であり歳入歳出との正確であることを認めるとされたことを報告。

議長 ただ今、事務局より、議案第1号から議案第9号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

大野理事 附議事項33ページの「保険者間調整」とは、どのような調整を行うものなのか。事務局 ご質問ありがとうございます。

33ページの「保険者間調整」の内容についてご質問いただきました。

「保険者間調整」は、通常、診療報酬のレセプトが資格とか何かで間違っている場合は過誤調整というやり方で、一旦病院へお返しし、再度正しい請求を出していただくところですが、病院の非によらない場合、例えば、国保の場合は14日間の関係がございまして、資格が無い時に雇ってしまっていて、請求があった場合には、国保連合会と協会けんぽの間で調整をする「保険者間調整」というやり方が5、6年前ぐらいから始まったところがございます。

あくまでも、医療機関様に非が無い場合において調整ができる機能ということで、それを支払基金と国保連合会でやり取りをするオンラインでのやり方もありますけども、その以前で金額を調整するものとして保険者間で国保連合会と被用者保険さん又は国保保険者さんの間でもやるんですけども、調整をして病院に迷惑を掛けないようにするという調整のやり方でございます。

大野理事 これは、件数は出来れば少ない方に越したことはないということですよ。ゼロにはならないのでしょうか。分かりました。ありがとうございました。

議長 その他にご質疑等ございませんか。

ご質疑もないようですので、議案第1号から議案第9号は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議長 ご異議がないものと認め、議案第1号から議案第9号は、原案どおり可決され



ました。

次に、議案第 10 号「令和 6 年度本会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）に係る歳入歳出予算補正について」並びに議案第 11 号「本会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について」は、いずれも関連がございますので、一括議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 ◆議案第 10 号「令和 5 年度本会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について」 予算補正額 482 千円

○補正要因

・保険者事務共同電算処理事業特別業務の追加（資格確認書窓口発行用台紙等）に係る事務経費

482 千円

◆議案第 11 号「本会保険者事務共同電算処理事業規則の一部改正について」

○改正趣旨

保険者事務共同電算処理事業特別業務の追加（マイナンバー法等の一部改正に基づく資格確認書窓口発行用台紙等の作成）に伴う規則の一部改正を行うもの。

議長 ただ今、事務局より、議案第 10 号並びに議案第 11 号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、議案第 10 号並びに議案第 11 号は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議長 ご異議がないものと認め、議案第 10 号並びに議案第 11 号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 12 号「令和 6 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 12 号について、次のとおり議案書に基づき説明。

◆議案第 12 号「令和 6 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」

○趣旨

本会表彰規則第 2 条に基づき、令和 6 年度の国保功労者の表彰の同意を求めるもの。本年度の功労者は、国保運営協議会委員 7 名、国保診療報酬審査委員会委員 2 名の合計 9 名となる。

議長 ただ今、事務局より議案第 12 号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、議案第 12 号は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

《異議なし・全員一致》

議長 ご異議がないものと認め、議案第 12 号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 13 号「令和 6 年度本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項に

事務局 について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号について、次のとおり議案書に基づき説明。

◆議案第13号「令和6年度本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について」

○招集日時 令和6年7月25日（木）午後1時30分

○場所 栃木県本町合同ビル9階大会議室

○附議事項 議案書に記載のとおり

議長 ただ今、事務局より議案第13号について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。

議長 《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、議案第13号は、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

議長 《異議なし・全員一致》

議長 ご異議がないものと認め、議案第13号は、原案どおり可決されました。

以上で、本日の理事会に提案いたしました全議案につきまして、審議を終了いたしました。

続きまして、協議事項に移ります。

協議事項1「令和6年度税制改正に係る国保連合会事業の非課税への対応について」事務局の説明を求めます。

事務局 協議事項1について、次のとおり別添A3版資料に基づき説明。

◆協議事項1「令和6年度税制改正に係る国保連合会事業の非課税への対応について」

○趣旨

令和6年度税制改正により、連合会業務のうち一定の要件に該当するものが収益事業から除外されることとなり、3月30日に政省令等が公布され、4月1日から施行された。今後、発出予定の厚生労働省通知（経理規則例等）を踏まえ、令和6年度の予算補正及び規則改正（積立資産関係）を行う必要があります。本来であれば、本理事会（9日）及び通常総会（25日）へ関連議案をお諮りするべきところであるが、厚生労働省通知（経理規則例等）の発出が遅れていることから、議案整理が間に合わない状況である。については、8月以降、書面による臨時理事会・総会を開催させていただき、関連議案のご審議をお願いするもの。

議長 ただ今、協議事項1について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

議長 《質疑・意見等なし》

議長 ご質疑もないようですので、説明のとおり、ご了承願います。

次に、協議事項2「国保総合システムの更改に伴う費用に係る令和7年度国庫補助獲得のための要請活動について」事務局の説明を求めます。

事務局 協議事項2について、次のとおり別添A3版資料に基づき説明。

◆協議事項2「国保総合システムの更改に伴う費用に係る令和7年度国庫補助獲得のための要請活動について」

○趣旨

「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく国保総合システムの開発に係る費用や保守運用費を賄うための財源不足への対応として、7月25日開催の通常総会において、県内国保保険者の総意として、国の責任において必要な財政措置を講じるよう要望する旨の決議を行うこと、また、決議に基づき本県選出の国会議員へ陳情を行う旨をご了承いただくもの。

議長 長 ただ今、協議事項2について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

《質疑・意見等なし》

議長 長 ご質疑もないようですので、説明のとおり、ご了承願います。

以上を持ちまして、本日附議されました議案並びに協議事項につきましては、すべて終了いたしました。この際、折角の機会でございますので、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

《意見等なし》

議長 長 ご発言もないようですので、以上をもちまして、本日の理事会を終了といたします。長時間にわたり、慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

(閉会)